

改正

平成24年 7月 2日鋸南町告示第30号

平成27年 3月26日鋸南町告示第12号

平成30年 3月20日鋸南町告示第11号

平成31年 3月29日鋸南町告示第18号

令和 2年10月 9日鋸南町告示第88号

令和 4年 3月31日鋸南町告示第53号

鋸南町住宅取得奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に定住する意思を持って新築住宅を取得した者に対し、鋸南町補助金等交付規則（昭和51年鋸南町規則第5号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、本町への定住促進及び地域経済の活性化を図り、もって活気にあふれた地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 自己の居住の用に供するために町内に新たに建設された一戸建て住宅若しくは併用住宅（建替えを含む。）又は購入された住宅であって、その建設後使用されたことのないもののうち、その建設工事の完了の日から起算して1年以内のものをいう。
- (2) 定住 10年以上居住する意思を持って、自己又は同居する者の所有（共有を含む。）する住宅に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地が住民基本台帳法に基づく本町の住民基本台帳に記録されており、生活実態があることをいう。
- (3) 転入者 定住するため他の市区町村から本町に転入したもので、転入する日前3年間、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記録されたことがない者、又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく本町の外国人登録原票に登録されたことがない者をいう。
- (4) 居住用面積 居間、寝室、台所その他の専ら居住の用に供する部分の面積をいう。

(5) 子供世帯 奨励金対象住宅の認定申請時に、満18歳以下の子供を持つ世帯をいう。

(対象新築住宅)

第3条 奨励金の交付の対象となる新築住宅（以下「対象新築住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建築士の設計による住宅であって、建築基準関係規定及びその他関係法令等に準拠している住宅であること。

(2) 平成24年4月1日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受け、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けていること。ただし、建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であって、建築基準法第6条第1項第4号により指定される区域以外の区域にあつては、この限りでない。

(3) 居住用面積が70平方メートル以上であること。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、対象新築住宅を建築し、又は購入した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 奨励金の交付申請時において、対象新築住宅に定住していること。

(2) 対象新築住宅の登記事項証明書において、2分の1以上の所有権を確認できること。

(3) 奨励金の交付申請時において、申請者及び同居している者に町税等の滞納がないこと。

(4) この告示の規定による奨励金を過去に受け取ったことがないこと。

(5) 令和8年3月31日までに奨励金の交付の決定を受けることができるものであること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、別表に定めるとおりとする。

(奨励金対象住宅の認定申請)

第6条 交付対象者は、奨励金の交付に係る新築住宅について、あらかじめ奨励金対象住宅として認定を受けなければならない。

2 交付対象者は、前項の認定を受けようとするときは、対象新築住宅に係る建築確認の日（建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であつて、建築基準法第6条第1項第4号の規定により指定される区域以外の区域にあつては、同法第15条における工事届の届出日、売買契約の場合は、当該売買契約の締結日）から3カ月以内に住宅取得奨励金対象住宅認定申請書（別記

第1号様式)に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で、町長が特に認める場合にあつては、この限りでない。

- (1) 交付対象者及び同居を予定している者の住民票の写し
- (2) 転入及び定住を予定している者にあつては、戸籍の附票の写し
- (3) 工事請負契約書または売買契約書の写し
- (4) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書
- (5) 建築士免許証の写し
- (6) 建築確認済証の写し

(建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であつて、建築基準法第6条第1項第4号の規定により指定される区域以外の区域にあつては、工事届の写し)

- (7) 定住誓約書(別記第2号様式)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前項の規定による申請は、転入届出以前においても、行うことができるものとする。

(奨励金対象住宅の認定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは住宅取得奨励金対象住宅認定通知書(別記第3号様式)により、認定できないときは住宅取得奨励金対象住宅不認定通知書(別記第4号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第8条 交付対象者は、奨励金の交付を受けようとするときは、住宅取得奨励金交付申請書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請する者及び同居している者の住民票の写し(第6条の規定による認定申請時から変更のあつた場合に限る。)
- (2) 町税等納付状況調査同意書(別記第6号様式)
- (3) 登記事項証明書その他の書類であつて、新築住宅の所有者がわかるもの
- (4) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書(第6条の規定による認定申請時から変更のあつた場合に限る。)
- (5) 建築完了検査済証の写し(ただし、建築基準法第6条第1項第2号又は第3号以外の住宅であつて、建築基準法第6条第1項第4号の規定により指定される区域以外の区域にあつては、建築工事完了報告書(別記第12号様式)とする。)

(6) 住宅取得奨励金対象住宅認定通知書（別記第3号様式）の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象新築住宅の建設完了の日から2年以内にしなければならない。

(奨励金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは住宅取得奨励金交付決定通知書（別記第7号様式）により、奨励金を交付しないときは住宅取得奨励金不交付決定通知書（別記第8号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による住宅取得奨励金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(奨励金の交付請求)

第10条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が、奨励金の交付を請求しようとするときは、住宅所得奨励金交付請求書（別記第9号様式）により町長に請求しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第11条 町長は、第9条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 奨励金の交付決定の日から起算して10年以内に転出又は相続以外で第三者に権利が移転したとき（災害により新築住宅の滅失、死亡その他やむを得ない事情があると認められるときを除く。）。

(3) 奨励金の交付決定の日から起算して10年以内に、当該世帯において町税等の滞納が生じたとき（町長が相当の理由があると認めた場合を除く。）。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は前項の規定により交付の決定を取り消したときは、住宅取得奨励金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、当該交付の取り消した者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の全部または一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、住宅取得奨励金返還通知書（別記第11号様式）により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければ

ならない。

(住所等の確認)

第13条 町長は、奨励金の交付による定住化等の促進の状況を把握するため必要があると認めるときは、奨励金の交付決定の日から10年間、当該交付対象者の住所及び町税等の納付状況を確認することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年2月15日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年7月2日鋸南町告示第30号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日鋸南町告示第12号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日鋸南町告示第11号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日鋸南町告示第18号)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(失効に伴う経過措置)

2 この告示の失効の際、執行前までに交付決定をした者に係る奨励金の交付及び返還に関する規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 改正後の鋸南町住宅取得奨励金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に奨励金対象住宅の認定した者に適用し、同日前に奨励金対象住宅の認定した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年10月9日鋸南町告示第88号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日鋸南町告示第53号)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効に伴う経過措置)

- 2 この告示の失効の際、執行前までに交付決定をした者に係る奨励金の交付及び返還に関する規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 改正後の鋸南町住宅取得奨励金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に奨励金対象住宅の認定をした者に適用し、同日前に奨励金住宅の認定した者については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

種別	申請者	対象住宅	奨励金額
A	転入者	町内建設業者により建設されたもの	70万円 (100万円)
B		町外建設業者により建設されたもの	40万円 (70万円)
C	町内居住者	町内建設業者により建設されたもの	50万円 (80万円)
D		町外建設業者により建設されたもの	20万円 (50万円)

※1 町内建設業者とは建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者で、法人については町内に本・支店があり、個人については町内に主たる事業所がある業者とする。

※2 () は子供世帯特別加算がされた場合の奨励金額

*認定申請時に18才以下の子供を持つ世帯

別記第1号様式（第6条関係）

住宅取得奨励金対象住宅認定申請書

年 月 日

鋸南町長 様

住所

氏名

印

電話番号

鋸南町住宅取得奨励金対象住宅の認定を受けたいので、鋸南町住宅取得奨励金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請新築住宅概要	所在地	鋸南町			
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）			
	取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	規模 （床面積）	階	住宅部分	住宅以外の部分	合計
			m ²	m ²	m ²
		2階	m ²	m ²	m ²
		1階	m ²	m ²	m ²
合計	m ²	m ²	m ²		
建築確認又は 工事届 年月日	年 月 日	工事完了予定 年月日	年 月 日		
工事施工者	住所				
	氏名		連絡先		
2 対象住宅の種類	別表 種別	<input type="checkbox"/> A該当 <input type="checkbox"/> B該当 <input type="checkbox"/> C該当 <input type="checkbox"/> D該当			
	子供世帯特別加算の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
3 添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 交付対象者及び同居者の住民票の写し <input type="checkbox"/> (2) 転入及び定住を予定している者にあつては、戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し <input type="checkbox"/> (4) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書 <input type="checkbox"/> (5) 建築士免許証の写し <input type="checkbox"/> (6) 建築確認済証又は工事届の写し <input type="checkbox"/> (7) 定住誓約書（別記第2号様式） <input type="checkbox"/> (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類				

定 住 誓 約 書

年 月 日

鋸南町長 様

住 所
氏 名
電 話 番 号

印

私は、住宅取得奨励金の交付の申請にあたり、対象新築住宅に10年以上居住することを誓約します。

なお、鋸南町住宅取得奨励金交付要綱第11条各号のいずれかに該当することとなったときは、同要綱第12条の規定による返還請求に従い、交付を受けた奨励金の金額に相当する額を返還します。

また、奨励金の交付後10年間にわたり、下記個人情報について町が確認することに同意します。

記

- 1 私の属する世帯全員の住民登録情報
 - 2 私の属する世帯全員の実際の居住状況
 - 3 私の属する世帯全員の鋸南町の町税等の納付状況
- 納付状況調査に同意する項目
- ・ 住民税
 - ・ 固定資産税
 - ・ 軽自動車税
 - ・ 国民健康保険料
 - ・ 介護保険料
 - ・ 学校給食費
 - ・ 保育料
 - ・ 上下水道料
 - ・ その他町に納付義務を要する公共料金

第 号
年 月 日

様

鋸南町長

印

住宅取得奨励金対象住宅認定通知書

年 月 日付けで申請のあった鋸南町住宅取得奨励金対象住宅については、下記のとおり認定したので鋸南町住宅取得奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 奨励金対象住宅の種類

- 1) 鋸南町住宅取得奨励金交付要綱 別表種別 該当
- 2) 子供世帯特別加算 有 ・ 無

2 条件

鋸南町住宅取得奨励金交付要綱を遵守すること。

※この通知書は、奨励金交付申請のときに必要となりますので、大切に保管してください。

別記第4号様式（第7条関係）

住宅取得奨励金対象住宅不認定通知書

第 号
年 月 日

様

鋸南町長

印

年 月 日付けで申請のあった鋸南町住宅取得奨励金対象住宅については、審査の結果、下記の理由により適当でないと認めたので、鋸南町住宅取得奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

理由

住宅取得奨励金交付申請書

年 月 日

鋸南町長 様

住所
氏名 ⑩
電話番号

鋸南町住宅取得奨励金の交付を受けたいので、鋸南町住宅取得奨励金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 奨励金交付申請額		円			
2 申請 新築 住宅 概要	所在地				
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）			
	取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	規模 (床面積)	階	住宅部分	住宅以外の部分	合計
			m ²	m ²	m ²
		2階	m ²	m ²	m ²
1階		m ²	m ²	m ²	
	合計	m ²	m ²	m ²	
建築確認又は 工事届 年月日	年 月 日	完了検査又は 工事完成年月日	年 月 日		
3 添付 書類	<input type="checkbox"/> (1) 申請者及び同居者の住民票の写し（認定申請時から変更のあった場合） <input type="checkbox"/> (2) 町税等納付状況調査同意書（別記第6号様式） <input type="checkbox"/> (3) 登記事項証明書等の新築住宅の所有者がわかるもの <input type="checkbox"/> (4) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書（認定申請時から変更のあった場合） <input type="checkbox"/> (5) 建築完了検査済証の写し又は建築工事完了報告書（別記第12号様式） （建築工事完了報告書の提出の場合は、工事各工程写真を添付すること） <input type="checkbox"/> (6) 住宅取得奨励金対象住宅認定通知書（別記第3号様式）の写し <input type="checkbox"/> (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類				

町税等納付状況調査同意書

年 月 日

鋸南町長 様

	氏名	住所	印
同居者	氏名		印
同居者	氏名		印
同居者	氏名		印

鋸南町住宅取得奨励金交付申請に当たり、私に係る鋸南町町税等の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- 1 住民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険料
- 5 介護保険料
- 6 学校給食費
- 7 保育料
- 8 上下水道料
- 9 その他町に納付義務を要する公共料金等

別記第7号様式（第9条関係）

住宅取得奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鋸南町長

印

年 月 日付けで申請のあった鋸南町住宅取得奨励金については、下記のとおり交付決定したので鋸南町住宅取得奨励金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

奨励金交付決定額

円

別記第8号様式（第9条関係）

住宅取得奨励金不交付決定通知書

第 号

年 月 日

様

鋸南町長 印

年 月 日付けで申請のあった鋸南町住宅取得奨励金については、審査の結果、下記の理由により適当でないと認めたので、鋸南町住宅取得奨励金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

理由

住宅取得奨励金交付請求書

年 月 日

鋸南町長 様

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった
鋸南町住宅取得奨励金について、鋸南町住宅取得奨励金交付要綱第10条の
規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額	円										
振込先	金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫 信用組合			本・支店（所）						
	口座番号	当座・普通									
	口座名義人	フリガナ									
		氏名									
備考											

別記第10号様式（第11条関係）

住宅取得奨励金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

鋸南町長

印

年 月 日付け 第 号により交付を決定した鋸南町住宅取得奨励金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、鋸南町住宅取得奨励金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 奨励金交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消しの理由 | |

住宅取得奨励金返還通知書

第 号

年 月 日

様

鋸南町長 印

年 月 日付け 第 号をもって既に交付した鋸南町住宅取得奨励金について、鋸南町住宅取得奨励金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 返還すべき金額 | 円 |
| 4 | 返還期限 | 年 月 日まで |
| 5 | 返還方法 | |
| 6 | 返還理由 | |

建築工事完了報告書

年 月 日

鋸南町長

様

【建築主】

住 所

氏 名

印

【設計者】

（ ）建築士 （ ）登録第 号

住 所

氏 名

印

【施工者】

住 所

氏 名

印

年 月 日付け鋸地振(土)第 号にて認定のあった住宅について、下記のとおり建築工事完了の報告をいたします。尚、この住宅は建築基準法及び関係規定・その他の関係法令に準拠しているものであり、下記記載事項は事実と相違ありません。

記

1	地 名 地 番	鋸南町
2	構 造・階 数	() 造 ・ () 階
3	用 途	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)
4	敷 地 面 積	㎡
5	建 物 面 積	㎡
6	延 床 面 積	㎡
7	工 事 届 年 月 日	年 月 日
8	工 事 完 成 年 月 日	年 月 日
9	添 付 図 書	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図 ※認定申請時に添付又は添付済の物に変更がない場合省略。
		<input type="checkbox"/> 工事各工程写真 <input type="checkbox"/> その他 ()